

## 購買貸越の決済日延長のお知らせ

平成26年産米の概算金の下落により、今年度の購買貸越精算を心配されていると思いますので、希望する農家に対し、特別決済品目(肥料・農薬、農業機械製品)の決済日を下記の通り延長いたします。

### ◇特別決済品目

(対象：平成25年11月～平成26年10月供給)  
・肥料・農薬 ・農業機械製品

### ◇特別決済日の延長内容

**延長期日 平成26年12月30日**  
(平成26年最終営業日)  
(通常決済期日 平成26年10月31日)

なお、各支店よりご案内のとおり、10月下旬、購買貸越精算の為の貯金口座振替が実施されます。

精算期限の延長を希望される生産農家の皆様につきましては、10月24日(金)までに各支店へご連絡くださいますようお願いいたします。

**退職者** (平成26年9月30日付)

～ご苦労さまでした～

金融共済部 共済課 柴田 祐樹

### 編集後記

待ちに待った『収穫の秋』を迎え、米や粟、柿やりんごなど出回ると、秋の深まりを感じます。今回の表紙に載っていた成田さんの梨も畑でごちそうになりました。甘い水分が口いっぱい広がって1玉ほとんど食べてしまいました。何気なく食べている農作物に改めて感謝しながら、秋の味覚を楽しみたいと思います。(渡部)

## 稲作農家組合員の皆様へ

この秋「稲作経営安定緊急対策資金」を取扱います。

県・融資機関の利子補給により

**実質金利0%**の予定です。

### ◆稲作経営安定緊急対策資金概要◆

- 【対象者】 ・経営所得安定対策における米の直接支払交付金の対象者で一般の米の概算金の下落に伴い減収が見込まれる農業者、農業法人及び集落営農組織
- 【資金用途】 ・農業経営の維持・安定のため、当年又は翌年の経営に必要な運転資金。ただし、既往負債の借換は含まない。
- 【貸付限度額】 ・米価下落による減収見込額  
[上限：個人 500万円、農業法人等 2,000万円]
- 【貸付期間】 ・3年以内
- 【償還方法】 ・元金均等年賦償還  
(年1回約定償還)
- 【保証】 ・秋田県農業信用基金協会

お申込み・お問い合わせは各支店までお願いします。

## 稲わら・もみ殻の焼却をやめましょう

稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。

特に、周辺に影響が出やすい

**10月1日から11月10日までの間**  
全面的に禁止しています。

- 一般道の車両をはじめ、特に高速道では稲わら焼き等の煙による視界不良が、重大な事故を引き起こす原因となります。
- 稲わら焼き等の煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶこととなります。
- 焼却を行った場合、県では**氏名公表も含めた厳重な措置**をとることがあります。